



憲法問題対策センターの発足

2007年9月10日の常議員会決議を経て、従前の憲法問題等特別委員会が廃止され、新たに憲法問題対策センターが設置された。当センターは、会長を委員長とする委員150名規模の委員会である。本稿では、当センター設置の経緯と、その目的を報告し、併せて、東弁の全ての会員の皆様に対して、今後の当センターの活動についての理解と協力をお願いするものである。

設置の経緯

(政治情勢)

1990年代以降、様々な立場から、憲法改正に向けての提言・提案がなされてきた。衆参両議院に設置された憲法調査会が2005年4月に相次いで最終報告を行ない、同年10月に自民党が「新憲法草案」を発表してから、憲法改正に向けての政治状況はいっそう速度を増してきた。昨年9月に誕生した安倍内閣においては、現職の首相が自己の任期中に憲法を改正すると明言し、昨年12月には教育基本法が改正された。当会が、問題が多いとして批判し、慎重審議を求めた憲法改正手続法も、本年4月に衆議院において、野党反対の中採決が強行されて衆議院を通過し、5月には18項目の附帯決議という未消化の問題点を多く抱えたまま、参議院において可決成立した。この憲法改正手続法の成立によって、3年後には、国会において、憲法改正の議論が現実が始まる事態が出現することになったのである。

(従前の委員会の活動)

当会では、憲法問題等特別委員会が、その前身である憲法問題協議会、有事法制問題協議会の頃から、有事立法や憲法改正論等の問題点を研究討議し、パ

ンフレットを作成したり、シンポジウムを開催したりするなどの取り組みを行なってきた。毎年憲法記念日前後に行なわれる日弁連と東京三弁護士会の共催による憲法記念集会においても、担当委員会として、その企画運営に携わってきた。委員会には経験豊かなベテランの会員も多く、熱心な議論を行なってきたが、その議論状況・認識状況が必ずしも全会員に対しての広がりを持つまでには至っていなかった嫌いもあった。

(理事者からの諮問と旧委員会の議論)

こうした状況を踏まえて、今年度の東弁執行部は、10月にも国会内に憲法審査会が設置される可能性を考え、6月に憲法問題等特別委員会に宛てて、現行の委員会を発展的に廃止し、新たに東京弁護士会に憲法問題対策センター（仮称）を設置することの是非について諮問を行なった。

理事者の問題意識は、次のような点にあった。即ち、本年5月に成立した憲法改正手続法が施行される3年の間に、同法の抜本的な見直しを求めて、東弁としても検討と提言を行なう必要がある。また、今後生起するであろう憲法改正の具体的な提案について、基本的人権の擁護を使命とする弁護士会として、東弁も積極的に取り組まなければならない。しかし、会

の現状は、憲法改正問題について必ずしも十分な議論が行なわれておらず、憲法9条2項を含む改正問題について、会としてまとめた意見を出せる状態ではない。そこで、憲法改正問題について全会的な議論を喚起し、憲法改正の様々な論点について、国民に対して、問題提起や提言ができるようにするために、現行の委員会から組織を変更する必要がある、といったものである。

その諮問を受けて、委員会で何度か議論を行なった結果、最終的には、理事者において本年度の最重要課題として憲法問題が位置づけられ、諮問がなされたことを尊重し、多様な活動を積極的行なっていくためにも、諮問を積極的に受け止めていくことが合意された。その際、現行の委員が新センターの委員となり、これまでの委員会の議論を継承してもらうべく、一昨年の鳥取で行なわれた日弁連の人権擁護大会における、「立憲主義の堅持と日本国憲法の基本原理の尊重を求める宣言」を前提とした議論及び活動を求めることを確認した。

目 的

このような経緯で誕生した当センターの目的は、次のように定められた。

「憲法改正をめぐる論議において、立憲主義の理念が堅持され、国民主権、基本的人権の尊重及び恒久平和主義など日本国憲法の基本原理が尊重されることを求め、東京弁護士会内における全会的な取組みを強化して、憲法改正手続及び憲法改正をめぐる諸問題について、次の各号に掲げる諸活動を行うことを目的とする。

- (1) 諸問題についての調査、研究及び具体的方策の検討と提言
- (2) 諸問題についての会内合意形成に向けた会内への情報提供と議論喚起
- (3) 諸問題についての国民の啓発と運動」

(規則第2条)

第1回全体会議と今後の活動

当センターの10月末現在の委員数は145名。下河邊会長を委員長とし、関連委員会選出の委員、会派推薦の委員、公募による委員、そして従前の委員と、10期代から60期まで様々な年代のメンバーが顔をそろえている。

10月18日に開かれた第1回全体会議には、66名の委員が参加し、正副委員長、事務局長選出の後、当センターへの期待や憲法改正問題に取り組む姿勢について、活発に意見交換が行なわれた。その多くは、弁護士会として、憲法改正問題について積極的に取り組むべきであるとした上、会としての意見の発表は、十分な議論を行なってから行なうべきものであるといった趣旨のものであった。

今後は、全体会議において、これまでの委員会で行なってきた議論状況を踏まえ、情報の共有化と事実認識の共通化を目指した上、具体的には、いくつかの部会・チームに分かれて活動を行なっていく予定である。現在、正副委員長事務局会議において、憲法改正手続法(国会対応)チーム、憲法改正案の検討チーム、講演会・学習会・戦争体験者への聞き取りを行なうチーム、市民・高校生(18歳問題)対応チーム、広報チームなどの設置が検討されている。

安倍内閣の退陣で、憲法改正に向けての国会の動きはやや静まった感じはあるものの、2年半後には、具体的な改憲案が国会で審議されているかもしれない。様々な事実に接している我々弁護士が、現在の人権状況を後退させないために、具体的な改憲案の問題点を指摘していくことは重大な役割であろう。憲法問題は、会員個人の思想・信条に大きく関わるものではあるが、弁護士会に対する社会の期待も大きい。憲法9条2項の改正問題を含めて、まず我々自身が、会内合意の形成に向けて、積極的な議論を行なっていきたいと思っている。会員の皆様の御理解・御協力を是非お願いしたい。

(憲法問題対策センター副委員長 海老原 信彦)